

消費拡大に向けた着地型周遊観光促進データマーケティング支援業務委託 プロポーザル実施要領

※企画提案書を提出する事業者は必ず「入札参加申込書」（様式1）を9月8日（火）17時までに提出して下さい。「入札参加申込書」を提出しなかった事業者の企画提案書は受付できません。

1 概要

(1) 業務名

消費拡大に向けた着地型周遊観光促進データマーケティング支援業務

(2) 業務概要

- ・観光関係者を対象とする Google マイビジネスの活用等に関するセミナー開催に必要な手配や調整、運営を行うこと。
- ・Google マイビジネスを活用して外国語を含めた情報整備をモデル的に行って利用状況データ分析を行うとともにデータ活用方法を提案すること。
- ・地域のDMO、観光協会を主な対象として、Google マイビジネスを活用したデータマーケティングマニュアルを作成し、オンラインでのマニュアル活用講座を開催すること。

(3) 見積もり限度額

3,700,000円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約予定期間

契約締結日から令和3年3月10日まで

2 参加資格に関する事項

- (1) 直近2ヶ年において、都道府県、政令指定都市、市町村、観光連盟、観光協会等を契約の相手とする類似事業の受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領により、入札参加資格停止措置を受けている期間中である者又は同要領に定める入札参加資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (6) 和歌山県が徴するすべての県税（個人県民税を除く）並びに消費税及び地方消費税について未納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (8) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

3 連絡先及び提出先

- ・担当課：和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課
- ・担当者：古川
- ・住所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- ・電話：073-441-2785
- ・FAX：073-427-1523
- ・Email：furukawa_r0010@pref.wakayama.lg.jp

4 スケジュール

項目	日程
企画提案書作成に係る質問受付	令和2年9月4日(金) ～令和2年9月8日(火)17時まで
入札参加申込書提出期限	令和2年9月8日(火)17時まで
企画提案書の受付期間	令和2年9月14日(月)17時まで
選定結果の通知・公表	選定委員による委託候補者選定後速やかに
委託候補者と契約締結	令和2年9月18日(金)

5 入札参加申込書提出期限

- (1) 申込期限：令和2年9月8日（火）17時まで
- (2) 申込方法：「入札参加申込書」（様式1）によりFAX又は電子メールで「3連絡先及び提出先」まで。
※提出後、入札参加申込書が届いたかどうかの確認を必ず行うこと。

6 企画提案書作成に係る質問について

- (1) 質問期限：令和2年9月4日（金）～9月8日（火）17時
- (2) 質問方法：「質問票」（様式2）をFAX又は電子メールで「3連絡先及び提出先」まで送付すること。
※質問書が届いたかどうかの確認を必ず電話にて行うこと。
- (3) 質問回答：随時、観光交流課HPで公表

7 企画提案書等の提出について

- (1) 提出書類

- ア 企画提案申請書（様式 3）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 誓約書（様式 4）
 - エ 見積書（任意様式）
 - オ 提案者の概要が分かるもの（会社案内等）
 - カ 本事業に関連する実績が分かるもの（契約書の写し等）
- (2) 提出部数
4部（正本1部、副本3部）
- (3) 受付
- ア 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）
 - イ 提出先：「3連絡先及び提出先」
 - ウ 提出期間：令和2年9月14日（月）17時まで
- ※企画提案書を提出する場合、「3連絡先及び提出先」まで連絡すること。
- (4) 企画提案書に盛り込む内容
- ア 本事業の取組方針及び手法
 - イ 本事業に類似する実績
 - ウ セミナーで招請する講師、周知・運営方法
 - エ データ整備・データ分析の手法、データ活用に向けた提案の方針
 - オ データマーケティングマニュアルの構成・講座の内容
 - カ 再委託等の有無及び予定
 - キ 見積書、スケジュール
- (5) その他
- ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
 - イ 企画提案書等は提案者に無断で使用しない。
 - ウ 提案のあった企画提案書等は返却しない。
 - エ 責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

8 企画審査

(1) 選定方法

選定は、和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。なお、契約候補者の選定にあたっては、選定項目に基づき、企画提案書の内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、契約候補者を選定する。

(2) 評価項目及び評価内容

提案いただいた事業内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要と認める選定項目を追加する場合がある。

- ア 業務内容の理解度
業務内容について十分に理解しているか。
- イ 業務実施の安定性
同種業務の実績はあるか。業務実施体制に問題がないか。見積金額、

スケジュールは妥当か。

ウ セミナーの運営

セミナーの講師は妥当か。周知・運用方法に問題はないか。

エ データ整備・分析・活用提案

データ整備・分析の手法は妥当か。データ活用に向けた提案の方針は妥当か。

オ データマーケティング

データマーケティングマニュアルの構成・講座の内容は妥当か。次年度に向けた継続性は考慮されているか。

(3) 契約候補者の選定について

各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。

(4) 提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、評価点の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

(5) 評価点数が同点の場合

ア、イ、ウ、エ、オの順に評価点を比較し、点数が最も高い事業者を選定する。上記においても評価点が同点であった場合、選定委員の合議により契約候補者を選定する。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、選定後、速やかに参加者に通知する。

(7) 選定結果の公表方法及び内容

選定結果は、選定後、速やかに和歌山県観光交流課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 全提案者の評価点

イ 契約候補者の名称及び評価点

ウ 契約候補者の選定理由

9 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「2参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合

ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

1 0 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

1 1 その他

- (1) 企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 選定された場合には県担当課と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (3) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。
- (4) 提出された企画提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となること。
- (5) 本契約により製作された成果物の著作権は和歌山県に帰属すること。